

三重県居宅介護職員初任者研修等事業者指定事務取扱要綱

(総則)

第1条 三重県における居宅介護従業者養成研修事業者指定については、「居宅介護職員初任者研修等について」(平成19年1月30日付け障発第0130001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知。以下「国通知」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(研修課程及び方法)

第2条 研修課程は、国通知に定める居宅介護職員初任者研修課程、障害者居宅介護従業者基礎研修課程、重度訪問介護従業者養成研修基礎課程、重度訪問介護従業者養成研修追加課程、重度訪問介護従業者養成研修統合課程、重度訪問介護従業者養成研修行動障害支援課程、同行援護従業者養成研修一般課程、同行援護従業者養成研修応用課程、行動援護従業者養成研修課程の9課程とし、各課程の受講対象者及び最低限必要な研修時間は別紙1のとおりとする。

2 研修は、講義、演習及び実習の方法により行うものとし、講義は通信の方法によって行うことができる。

(申請者)

第3条 事業者として指定(以下「指定」という。)を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、法人格を有する者とする。ただし、次の条件を満たす場合は、法人に準じて取り扱う。

- (1) 代表者が定められていること
- (2) 会の組織、運営について明確に規定が定められていること
- (3) 会計が適切に処理されていること

(指定)

第4条 申請者は、次の各号に掲げる事項を記載した居宅介護職員初任者研修等事業者指定申請書(様式1)を研修受講生の募集を行おうとする日(以下「募集日」という。)の2ヶ月前までに、知事に提出しなければならない。また、重度訪問介護従業者養成研修統合課程を行う場合は、「三重県喀痰吸引等業務の登録申請等(特定の者)に関する実施要綱」に定める登録研修機関の登録をしなければならない。

- (1) 申請者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)
- (2) 研修の課程、名称及び実施場所(通信教育による事業を行う場合にあっては、主たる事業所の所在地及び対象地域)
- (3) 講義の方法
- (4) 募集人員
- (5) 募集開始及び研修開始の予定年月日
- (6) その他必要な事項

2 前項の申請書には、次の様式を添付するものとする。（（6）及び（7）は必要に応じ、添付するものとする。）

- (1) 学則（受講生に配布する内容のもの）
- (2) 研修日程表（様式2）
- (3) カリキュラム（様式3）
- (4) 講師氏名、略歴、担当科目一覧表（様式4）
- (5) 講師就任承諾書（様式5）
- (6) 講義室・演習室使用承諾書（様式6）
- (7) 演習施設利用計画書（様式7）
- (8) 居宅介護職員初任者研修等実習受入承諾書（様式8）
- (9) 修了証明書及び修了証明書（携帯用）の様式（様式9）
- (10) 研修事業に係る収支予算書（様式10）
- (11) 法人の定款その他の基本約款及び登記簿謄本
- (12) 使用するテキスト
- (13) 申請者の資産状況がわかる書類
- (14) その他知事が指定に関し必要があると認める書類

3 講義を通信の方法によって行う場合にあつては、前項各号に定める事項に加え、次の書類を添付しなければならない。

- (1) 添削指導及び面接指導の指導方法を明示した書類（受講生に配布する内容のもの）
- (2) 添削指導日程
- (3) 添削指導に係る問題集、解答用紙及びその模範回答集

4 指定の申請は、課程毎及び講義の方法の別ごとに行うものとする。

（準用）

第5条 申請者が法人格を有しない団体である場合において、第4条第1項中「法人」とあるのは、「法人格を有しない団体等」と、「定款その他基本約款」とあるのは、「当該団体等の会員、組織、運営方法などを記載した会則等」と読み替えるものとする。

（指定の基準等）

第6条 知事は、申請者及び事業の内容等が、次の各号に掲げる事項に適合すると認めるときに限り、居宅介護職員初任者研修等事業者指定通知書（様式11）により指定するものとする。

- (1) 事業を適正かつ円滑に実施するために必要な事務的能力及び事業の安定的運営に必要な財政基盤を有するものであること。
- (2) 事業の経理が他の事業の経理と明確に区分され、会計帳簿、決算書類等事業の収支の状況を明らかにする書類が整備されていること。
- (3) 指定を受けた事業を継続して少なくとも年1回以上実施できること。
- (4) 研修のカリキュラムは、別紙2に定めるもの以上の内容とし、原則として講

- 義、演習、実習の順序で行うこと。また、緊急時の対応に関する科目等、事業者が必要と考える科目及び時間数を追加し、また、別紙 3 の各項目に該当する場合については、該当科目を免除しても差し支えない。
- (5) 講義、演習を担当する講師については、別紙 4 の各項目に該当し、教授するのに適切な知識、技術、資格及び実務経験を有するものが適当な人数確保されていること。
- (6) 実習を行うのに適当な施設を実習施設としてあらかじめ確保し、適当な実習指導者による指導が行われること。
- (7) 研修テキストは、講義の内容に対して不足のないようなものとする。
- (8) 受講者に研修内容等を明示するため、少なくとも次に掲げる事項を明らかにした学則が定められていること。
- ア 開講の目的
 - イ 研修の名称及び課程
 - ウ 実施場所
 - エ 研修期間
 - オ カリキュラム及び使用する教材
 - カ 講師氏名及び現職名
 - キ 実習施設
 - ク 研修終了の認定方法及び免除科目
 - ケ 募集時期
 - コ 受講資格
 - サ 受講定員
 - シ 受講手続
 - ス 授業料、実習費など受講者が負担すべき費用
 - セ 研修欠席者に対する補講の方法及び補講に係る費用等の取扱い
 - ソ 研修修了者名簿が三重県知事に提出され、管理される旨の記載
- 2 講義を通信の方法で行う場合は、前項各号に掲げる基準のほか次の各号に掲げる基準を満たすものとする。
- (1) 受講者が学習にあたって講義と同等の効果が得られるよう添削指導及び面接指導を行うものとする。
- (2) 添削課題の作成及び添削には、前項第 5 号に規定する講師要件に該当する講師があたること。
- (3) 添削課題は、受講者の自学自習を容易にし、各科目毎の理解を深めるため科目毎に複数の課題を設けるとともに、福祉制度の改正、社会情勢の変化、介助理論及び記述等の進展に則し、適宜改訂すること。
- (4) あらかじめ合格点を設定し、これに満たない場合は、再度課題を課して合格点に達するまで指導を徹底すること。
- (5) 添削済みの答案を送付の際には、模範解答及び解説集を添付すること。
- (6) 質問用紙を用意し、受講者の疑問に対し、講師要件に該当する講師により速やかに回答できるようにすること。

- (7) 面接指導は、講師要件に該当する講師により行うこと。
- (8) 面接指導を行うのに適当な講義室及び演習を行うのに適当な演習室が確保されていること。
- 3 知事は、申請者が前2項に定める要件を満たさないものと認めるときは、相当の期間を定めて申請の補正を求めるものとする。
- 4 知事は、申請者が前項の補正をしない意思を表明したとき、又は期間内に補正がなされないものと認められた場合は、居宅介護職員初任者研修等指定申請却下通知書(様式12)により理由を付して申請者あてに却下の通知をするものとする。

(研修修業期間)

第7条 修業期間は、以下のとおりとする。

- (1) 居宅介護職員初任者研修課程については、原則として8月以内であること。ただし、地域の実情等により、やむを得ない場合については、1年6月の範囲内として差し支えない。
- (2) 障害者居宅介護従業者基礎研修課程については、原則として4月以内であること。ただし、地域の実情等により、やむを得ない場合については、8月の範囲内として差し支えない。
- (3) 重度訪問介護従業者養成研修基礎課程については、原則として1月以内であること。ただし、地域の実情等により、やむを得ない場合については、2月の範囲内として差し支えない。
- (4) 重度訪問介護従業者養成研修追加課程については、原則として1月以内であること。ただし、地域の実情等により、やむを得ない場合については、2月の範囲内として差し支えない。
- (5) 重度訪問介護従事者養成研修統合課程については、原則として2月以内であること。ただし、地域の実情等により、やむを得ない場合については、4月の範囲内として差し支えない。
- (6) 重度訪問介護従業者養成研修行動障害支援課程については、原則として1月以内であること。ただし、地域の実情等により、やむを得ない場合については、2月の範囲内として差し支えない。
- (7) 同行援護従業者養成研修一般課程については、原則として2月以内であること。ただし、地域の実情等により、やむを得ない場合については、4月の範囲内として差し支えない。
- (8) 同行援護従業者養成研修応用課程については、原則として1月以内であること。ただし、地域の実情等により、やむを得ない場合については、2月の範囲内として差し支えない。
- (9) 行動援護従業者養成研修課程については、原則として2月以内であること。ただし、地域の実情等により、やむを得ない場合については、4月の範囲内として差し支えない。
- (10) 講義を通信の方法によって行うものについては、面接指導時間を障害者居宅介護従業者基礎研修課程にかかるものにあつては3時間以上、重度訪問介護

従業者養成研修追加課程、重度訪問介護従業者養成研修統合課程、重度訪問介護従業者養成研修行動障害支援課程、同行援護従業者養成研修応用課程及び行動援護従業者養成研修課程にあつては1時間以上であること。

(研修終了の認定)

第8条 事業者は、別紙2に定めるカリキュラムの全日程を受講した者に対し、研修終了後すみやかに修了証明書及び修了証明書(携帯用)を交付するものとする。ただし、研修を欠席した者で、止むを得ない事情があると認められる者については、第7条に定める期間内に補講等の代替措置を講ずることにより当該科目に出席したとみなすことができるものとする。

2 前項の修了証明書等の交付にあたり学則にあらかじめ明記したうえで、修了試験等を課すなど、修了の認定に条件を付すことは差し支えないものとする。

(科目の免除)

第9条 受講科目の免除については、別紙3のとおりとする。

2 前項の規定により科目の一部を免除する場合は、あらかじめ学則に規定し、受講者に明示しなければならない。

(変更申請)

第10条 事業者は、次に掲げる事項に変更を加える場合には、募集日の1ヶ月前までに居宅介護職員初任者研修等事業者指定変更申請書(様式13)を知事に提出し、承認を受けなければならない。

(1) 申請者の名称及び代表者の氏名

(2) 研修の課程及び名称

(3) 受講定員

(4) 講義及び演習の実施会場

(5) カリキュラム

(6) 研修終了の認定方法及び免除科目

(7) 講師

(8) 実習施設

(9) 使用するテキスト

(10) 授業料、実習費など受講者が負担すべき費用

(11) 研修欠席者に対する補講の方法及び補講にかかる費用

(12) 講義を通信の方法で行う場合の添削指導及び面接指導実施要領

(13) 講義を通信の方法で行う場合の通信添削課題、解答用紙及び模範回答集

2 前項の書類の提出にあたっては、変更申請の内容に応じて第4条第2項各号で定める様式を添付すること。

3 知事は前項の申請内容が、第6条各号に掲げる事項に適合すると認めるときに限り、これを承認するものとする。

(変更の届出)

第11条 事業者は、前条各号に掲げる以外の事項について変更を加えた場合には、変更を加えた日からすみやかに居宅介護職員初任者研修等事業者指定変更届(様式14)を知事に提出しなければならない。

(事業の休止、廃止及び再開)

第12条 事業者は、事業を休止、廃止若しくは再開した場合には、10日以内に知事に届け出をしなければならない。ただし、事業を休止する場合、その期間は2年を超えることができない。

(1) 休止の場合 居宅介護職員初任者研修等事業者事業休止届(様式15)

(2) 廃止の場合 居宅介護職員初任者研修等事業者事業廃止届(様式16)

(3) 再開の場合 居宅介護職員初任者研修等事業者事業再開届(様式17)

(事業計画の届出)

第13条 事業者は、第4条に規定する申請において予定していた事業の終了後に事業を実施する場合には、募集の1ヶ月前までに、必要事項を記載した職員初任者研修等事業計画書(様式18)を知事に提出し、承認を受けなければならない。

2 前項の事業計画書には、次の書類を添付しなければならない。但し、研修事業の内容に変更がある場合は、第10条(変更申請)、第11条(変更の届出)により別途手続きを行うこと。

なお、(9)及び(10)については、事業者指定申請書及び前回提出した書類の内容に変更がない場合には、写しでも可とする。

(1) 学則

(2) 研修日程表(様式2)

(3) カリキュラム(様式3)

(4) 講師氏名、略歴、担当科目一覧表(様式4)

(5) 講師就任承諾書(様式5)

(6) 講義室・演習室使用承諾書(様式6)

(7) 演習施設利用計画書

(8) 居宅介護職員初任者研修等実習受入承諾書

(9) 研修事業に係る収支予算書(様式10)

(10) 申請者の資産の状況がわかる書類

(11) その他知事が承認に関して必要があると認める書類

(事業実績報告書の提出)

第14条 事業者は、毎年度、事業終了後1ヶ月以内に居宅介護職員初任者研修等事業実績報告書(様式19)を知事に提出しなければならない。

2 前項の事業報告書には、次の書類を添付しなければならない。

(1) 居宅介護職員初任者研修等事業者修了者名簿(様式20)

(2) 修了認定の根拠となった受講者の研修への出席状況等を記した書類

(3) 居宅介護職員初任者研修等事業者にかかる決算(見込)書

(事業者の留意事項)

第15条 事業者は、事業運営上で知り得た受講者に係る秘密の保持に留意し、個人に係る情報については適切に管理しなければならない。

2 事業者は、実習にあたって実習施設利用者の健康、安全及び人権について最大限の配慮をするよう受講者を指導するとともに、実習において知り得た個人の秘密の保持について、受講者に十分に配慮するよう指導しなければならない。

(研修事業の調査及び指導)

第16条 知事は、事業者に対して必要があると認めるときは、その事項の報告及びこれに係る書類の提出を求め、又は事業者の同意を得て実地に調査することができる。また、研修事業の実施等に関して適当でないとき認めるときは、事業者に対して改善指導を行うことができる。

2 知事は、前項に定める改善指導について、改善が認められるまで、事業の中止を命ずることができる。なお、この場合においては、あらかじめ書面をもって事業者に通知するものとする。

(指定の取消し)

第17条 知事は、事業者が次のいずれかに該当するときは、指定を取り消すことができる。

(1) 第6条各号のいずれかに掲げる要件を満たすことができなくなったとき。

(2) 指定申請又は実績報告等において虚偽の申請又は報告を行ったとき。

(3) 事業の実施に関し、不正な行為があったとき。

(4) 前条に定める改善指導に従わないとき。

(5) 違法な行為があったとき。

2 知事は、前項に定める指定取消を行う場合においては、あらかじめ書面をもって事業者に通知する。

(聴聞の機会)

第18条 知事は、第16条第2項に定める事業の中止を命ずる場合及び前条に定める指定の取消を行う場合において、当該事業者に対して聴聞を行うものとする。

(関係書類の保存)

第19条 事業者は、受講者の研修への出席状況、成績等に関する書類並びに修了者台帳等修了者に関する書類を保存しなければならない。

附 則

1 この要綱は、平成15年12月15日より施行する。

2 この要綱は、平成19年4月1日より施行する。

- 3 この要綱は、平成23年10月1日より施行する。
- 4 この要綱は、平成24年4月1日より施行する。
- 5 この要綱は、平成25年4月1日より施行する。
- 6 この要綱は、平成27年4月1日より施行する。
- 7 この要綱は、令和3年2月9日より施行する。

別紙 1

課 程	時 間
居宅介護職員初任者研修課程	1 3 0
障害者居宅介護従業者基礎研修課程	5 0
重度訪問介護従業者養成研修基礎課程	1 0
重度訪問介護従業者養成研修追加課程	1 0
重度訪問介護従業者養成研修統合課程	2 0 . 5
重度訪問介護従業者養成研修行動障害支援課程	1 2
同行援護従業者養成研修一般課程	2 0
同行援護従業者養成研修応用課程	1 2
行動援護従業者養成研修課程	2 4

科目が免除になる場合について

- (1) 重度訪問介護従業者養成研修基礎課程修了者が、障害者居宅介護従業者基礎研修課程を受講する場合
- ・ 居宅介護に関する講義 (3 時間) のうち、重度の肢体不自由者に関するもの
 - ・ 基礎的な介護技術に関する講義 (3 時間) のうち、重度の肢体不自由者に関するもの
- (2) 重度訪問介護従業者養成研修追加課程修了者が、障害者居宅介護従業者基礎研修課程を受講する場合
- ・ 居宅介護に関する講義 (3 時間) のうち、重度の肢体不自由者に関するもの
 - ・ 障害者及び老人の疾病、障害等に関する講義 (3 時間) のうち、重度の肢体不自由者の疾病及び障害等に関するもの
 - ・ 基礎的な介護技術に関する講義 (3 時間) のうち、重度の肢体不自由者に関するもの
 - ・ 医学等の関連する領域の基礎的な知識に関する講義 (5 時間) のうち、重度の肢体不自由者の医療に関するもの
- (3) 重度訪問介護従業者養成研修統合課程修了者が、障害者居宅介護従業者基礎研修課程を受講する場合
- ・ 居宅介護に関する講義 (3 時間) のうち、重度の肢体不自由者に関するもの
 - ・ 障害者及び老人の疾病、障害等に関する講義 (3 時間) のうち、重度の肢体不自由者の疾病及び障害等に関するもの
 - ・ 基礎的な介護技術に関する講義 (3 時間) のうち、重度の肢体不自由者に関するもの
 - ・ 医学等の関連する領域の基礎的な知識に関する講義 (5 時間) のうち、重度の肢体不自由者の医療に関するもの
- (4) 重度訪問介護従業者養成研修行動障害支援課程修了者が、障害者居宅介護従業者基礎研修を受講する場合
- ・ 障害者福祉及び老人保健福祉に係る制度及びサービス並びに社会保障制度に関する講義 (4 時間) のうち、知的障害及び精神障害に係る制度及びサービス並びに社会保障制度に関するもの
 - ・ 障害者及び老人の疾病、障害等に関する講義 (3 時間) のうち、視覚障害者の疾病及び障害等に関するもの
 - ・ 基礎的な介護技術に関する講義 (3 時間) のうち、視覚障害に関するもの
 - ・ 医学等の関連する領域の基礎的な知識に関する講義 (5 時間) のうち、視覚障害に関するもの

(5) 同行援護従業者養成研修一般課程修了者が、障害者居宅介護従業者基礎研修課程を受講する場合

- ・ 障害者福祉及び老人保健福祉に係る制度及びサービス並びに社会保障制度に関する講義（ 4 時間）のうち、視覚障害に係る制度及びサービス並びに社会保障制度に関するもの
- ・ 障害者及び老人の疾病、障害等に関する講義（ 3 時間）のうち、視覚障害者の疾病及び障害等に関するもの
- ・ 基礎的な介護技術に関する講義（ 3 時間）のうち、視覚障害に関するもの
- ・ 医学等の関連する領域の基礎的な知識に関する講義（ 5 時間）のうち、視覚障害に関するもの

(6) 行動援護従業者養成研修課程修了者が、障害者居宅介護従業者基礎研修課程を受講する場合

- ・ 障害者福祉及び老人保健福祉に係る制度及びサービス並びに社会保障制度に関する講義（ 4 時間）のうち、知的障害及び精神障害に係る制度及びサービス並びに社会保障制度に関するもの
- ・ 障害者及び老人の疾病、障害等に関する講義（ 3 時間）のうち、知的障害者及び精神障害者の疾病及び障害等に関するもの
- ・ 基礎的な介護技術に関する講義（ 3 時間）のうち、基礎的な移動の介護に係る技術に関する講義

(7) 告示による廃止前の「指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」(平成 1 8 年 3 月 3 1 日厚生労働省告示第 2 0 9 号。以下「旧告示」という。)に基づく視覚障害者外出介護従業者養成研修課程修了者又は旧告示による廃止前の「指定居宅介護及び基準該当居宅介護の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」(平成 1 5 年 3 月 2 4 日厚生労働省告示第 1 1 0 号。以下「1 5 年告示」という。)に基づく視覚障害者移動介護従業者養成研修課程修了者が、障害者居宅介護従業者基礎研修課程を受講する場合

- ・ 障害者福祉及び老人保健福祉に係る制度及びサービス並びに社会保障制度に関する講義（ 4 時間）のうち老人保健福祉に係る制度及びサービス並びに社会保障制度に関する講義を除いたもの
- ・ 居宅介護に関する講義（ 3 時間）
- ・ 障害者及び老人の疾病、障害等に関する講義（ 3 時間）のうち、視覚障害者の疾病及び障害等に関するもの
- ・ 基礎的な介護技術に関する講義（ 3 時間）のうち、基礎的な移動の介護に係る技術に関する講義

(8) 旧告示に基づく全身性障害者外出介護従業者養成研修課程修了者又は 1 5 年告示に基づく全身性障害者移動介護従業者養成研修課程修了者が、障害者居宅介護従業者

基礎研修課程を受講する場合

- ・ 障害者福祉及び老人保健福祉に係る制度及びサービス並びに社会保障制度に関する講義（４時間）のうち老人保健福祉に係る制度及びサービス並びに社会保障制度に関する講義を除いたもの
- ・ 居宅介護に関する講義（３時間）
- ・ 障害者及び老人の疾病、障害等に関する講義（３時間）のうち、全身性障害者の疾病及び障害等に関するもの
- ・ 基礎的な介護技術に関する講義（３時間）のうち、基礎的な移動の介護に係る技術に関する講義

（ ９ ）旧告示に基づく知的障害者外出介護従業者養成研修課程修了者又は１５年告示に基づく知的障害者移動介護従業者養成研修課程修了者が、障害者居宅介護従業者基礎研修課程を受講する場合

- ・ 障害者福祉及び老人保健福祉に係る制度及びサービス並びに社会保障制度に関する講義（４時間）のうち老人保健福祉に係る制度及びサービス並びに社会保障制度に関する講義を除いたもの
- ・ 居宅介護に関する講義（３時間）
- ・ 障害者及び老人の疾病、障害等に関する講義（３時間）のうち、知的障害者の疾病及び障害等に関するもの
- ・ 基礎的な介護技術に関する講義（３時間）のうち、基礎的な移動の介護に係る技術に関する講義

（ １ ０ ）旧告示及び１５年告示に基づく日常生活支援従業者養成研修課程修了者が、障害者居宅介護従業者基礎研修課程を受講する場合

- ・ 居宅介護に関する講義（３時間）
- ・ 障害者及び老人の疾病及び障害等に関する講義（３時間）のうち、全身性障害者の疾病及び障害等に関するもの
- ・ 基礎的な介護技術に関する講義（３時間）のうち、全身性障害者の基礎的な介護に係る技術に関する講義